

私立学校法に基づく計算書類・附属明細書の考え方について（案）

1. 現在の学校法人会計基準の趣旨について

- 私立学校は、それぞれの建学の精神に基づく教育研究活動を、将来にわたり継続的に実施していくことが求められている。このことから、その会計処理についても、主に営利を目的とする企業等とは異なり、長期的視点から継続的な運営を可能にすることを前提とした収支の均衡が図られているかどうかを把握することが求められるという特性を有している。
- 現行の学校法人会計基準は、このような私立学校の特性を踏まえ、国又は都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人が適正な会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成するに当たっての統一的な会計処理の基準として、昭和46年に文部省令により定めたものである。
そのため、現行の学校法人の計算書類は、私学助成算定の基礎となる計算書類によって構成されている。
- 学校法人会計基準は、基本金制度等、私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、また、私学助成の配分の基礎となるものとして、広く我が国の学校法人の会計実務において定着している。

2. 私立学校法の改正による学校法人会計基準の位置づけの変更について

- 今般の私立学校法の改正により、学校法人会計基準の法的な根拠が、私立学校振興助成法から私立学校法に移ることとなった。この趣旨から、当該基準の主な目的は、私学助成の適正な配分から、ステークホルダーへの情報開示へと変更になる。
- 改正後の私立学校法では、学校法人会計基準に基づいて作成された計算書類及び附属明細書は、全て備置き及び閲覧の対象となる（大臣所轄学校法人等においては、そのうち私立学校法施行規則で定める書類がインターネットによる公開の対象となるが、備置き及び閲覧の対象とインターネットによる公開の対象は同一のものが想定されている。）。
- 一方、現行制度では、学校法人会計基準に基づき作成された書類がそのまま開示の対象となっているのではなく、各学校法人が、文部科学省が通知¹により示し

¹ 「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令当の施行について（通知）」（令和元年9月27日元文科高第518号）・「私立学校法の一部を改正する法律

ている様式参考例等を踏まえて、開示を行っている。当該開示例においては、現在の学校法人会計基準における内訳表や明細表は含まれていないが、上記通知においては、「複数の学校を設置している場合等、必要に応じ、学校ごとの内訳を示すなど積極的な取組が望まれること」「貸借対照表及び収支計算書の附属書類についても、支障のない範囲で積極的な情報公開に努めること」としている。その結果、学校法人によっては、内訳表や明細表を含め、学校法人会計基準において作成された計算書類を全て開示している場合もあれば、内訳表や明細表を除いて開示している場合もある。

3. 私立学校法に基づく計算書類・附属明細書について

- 上述のとおり、学校法人会計基準の主な目的が、私学助成の適正な配分から、ステークホルダーへの情報開示へと変更になることを踏まえ、現行の学校法人会計基準については、必要な改正を行う必要がある。

この点、現在の学校法人会計基準は、これまでも外部報告を目的とする観点からの改正が行われてきたこと、また、広く学校法人の会計実務に定着しているものであることを踏まえれば、現行の基準を基本としつつ、開示に適さない部分について検討を行うことが必要である。

(1) 資金収支計算書（活動区分資金収支計算書含む）、事業活動収支計算書、貸借対照表について

- 資金収支計算書及び当該計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書並びに貸借対照表については、これまでも外部報告を目的とする観点からの改正が行われてきたこと、また、開示に適さない部分は想定されないことから、私立学校法に基づく計算書類として位置づけることが適当である。

(2) 内訳表について

- 現行の内訳表（資金収支内訳表、人件費支出内訳表、事業活動収支内訳表）は「国または地方公共団体において、私立学校に対する経常費補助の効果を具体的に把握し、教育活動の実態に即した有効適切な振興策策定のための資料が得られるようにすること」を主たる目的として作成されており、「学校法人がその諸活動に係る予算の編成・管理のため予算単位ごとに行う部門計算とは異なるもので、これと直接の関連を有するものではない」とされており²、私学助成算定の基礎という性質が強い書類である。

また、内訳表の部門別の計上方法については、文部科学省通知で定められているが、詳細なルールは定められておらず、人件費については、私学助成算定上の

等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（平成16年7月23日16文科高第304号）

²「資金収支内訳表について（通知）」（昭和47年4月26日文管振第93号）

必要から、按分等を行わず特定の部門に便宜上「貼り付ける」ことを求めており、必ずしも部門別の教育研究コストの実態を表すものとはなっていないと考えられる。

- このため、内訳表については、必ずしも部門別の教育研究コストの実態を表すものとはなっていないことから、開示対象とする書類としては適当とは言えず、私立学校法に基づく計算書類からは除き、部門別の情報として、後述（４）の「セグメント情報」を表示することが考えられる。

（一方で、私学助成算定の基礎となる書類として今後も所轄庁に提出が必要であると考えられるため、私立学校振興助成法において、引き続き提出を義務付けることが適当である。）

（３）明細表について

- 現行の明細表については、開示に適さない情報があれば様式を変更した上で、附属明細書に位置づけることが考えられる。

（４）セグメント情報について

- 「学校法人制度改革の具体的方策について」（令和４年３月２９日大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改革特別委員会）では、「計算書類においては、セグメント（学校、附属施設等の部門）別の情報を表示していく方向で検討すべきである」と提言されている。

また、他法人においても、セグメントの単位は各制度により異なるが、一定のセグメント情報を表示している。

学校法人の計算書類においても、法人の活動をわかりやすく示すためには、一定のセグメント情報を表示することが適当である。

- セグメントの単位については、当該法人の業務内容等に応じて、各学校法人等において適切に定めていくことが適当である。

ただし、一定のセグメント情報については、学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、全ての学校法人等において共通に開示する必要があると考えられる。

学校法人においては、設置する学校毎にマネジメントが行われているのが通常であると考えられること、また病院を設置している場合には当該病院に係る財政規模が大きいことから、「①学校法人本部、②私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校、③②以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校、④病院」を共通に開示すべきセグメント区分とすることが考えられる。

上記②について、大学、短期大学及び高等専門学校は、高等教育機関として長期かつ安定的な運営が特に求められるとともに、事業活動の社会的影響やステークホルダーが広範にわたる。これらの観点を踏まえ、大学、短期大学及び高等専

門学校は学校毎に独立したセグメントとして表示することが考えられる。

上記③について、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校、各種学校は、事業活動やステークホルダーの範囲が限られるとともに、小規模校が多数設置されているケースや、中学校と高等学校が一体的に運営されているなど学校毎に区分することが困難なケースも少なからず想定される。このため、これらの学校が複数設置されている場合、学校毎に独立したセグメントとする、学校種毎のセグメントとする、全学校を併せて一つのセグメントとする等、セグメントの立て方を選択することを可能とすることが考えられる。

上記④について、病院は附属施設であることを踏まえ、病院毎に独立したセグメントとする、全病院を併せて一つのセグメントとする等、セグメントの立て方を選択することを可能とすることが考えられる。

- セグメント毎に開示すべき項目は、教育活動収入、教育活動支出、教育活動収支差額、教育活動外収支差額、経常収支差額、特別収支差額、基本金組入前当年度収支差額、基本金組入額合計、当年度収支差額とすることが考えられる。

- 各セグメントへの収入又は支出の配分方法については、法人の負担軽減の観点から、現在の内訳表策定の配分方法を採用することも可能としつつ、学校法人がより実態に近い形で配分を行うことも可能とすることが適当である。その際、学校法人独自の配分方法を採用した場合には、その方法を注記することが適当である。
また、収入又は支出の配分方法等については、継続性が維持されるように配慮する必要があるとともに、配分方法等を変更した場合には、その旨や変更の理由等を注記することが適当である。